

○さいたま市都市計画審議会条例施行規則

平成13年5月1日

規則第195号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市都市計画審議会条例(平成13年さいたま市条例第240号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、さいたま市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第2条 条例第2条第2項の規定により市長が任命する委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験のある者 10人以内
- (2) 市議会の議員 8人以内
- (3) 関係行政機関又は埼玉県職員 3人以内
- (4) 市民 4人以内

(追加〔平成19年規則88号〕)

(会長の任期)

第3条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長が欠けた場合において、新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成19年規則88号〕)

(招集)

第4条 会長は、会議を招集するときは、会議開催の日時、場所及び会議に付議する事項を、会議開催の日の3日前までに、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成19年規則88号〕)

(代理)

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する者のうち、関係行政機関又は埼玉県職員につき任命された委員に事故があるときは、当該関係行政機関又は埼玉県においてその者の職務を代理し、又は補佐する者は、議事に参与し、又は決議の数に加わることができる。

(一部改正〔平成19年規則88号〕)

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて、会議に出席し、意見を述べ、又は説明することができる。

(一部改正〔平成19年規則88号〕)

(参考人)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、参考人に出席を求め、意見を聴くことができる。

(一部改正〔平成19年規則88号〕)

(常務委員会)

第8条 常務委員会は、審議会が委任した事項について処理する。

2 第4条の規定は、常務委員会について準用する。

(一部改正〔平成19年規則88号〕)

(会議録)

第9条 会長は、審議会又は常務委員会について、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 案件の内容
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席した委員及び臨時委員の氏名
- (4) 出席した専門委員及び参考人の氏名
- (5) 審議の経過
- (6) 賛否の数

2 会議録には、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

(一部改正〔平成19年規則88号〕)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、審議会に諮った上、会長が別に定める。

(一部改正〔平成19年規則88号〕)

附 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成19年4月27日規則第88号)

この規則は、平成19年5月1日から施行する。